

# 再生鋼土の品質基準

## 1 再生鋼土の規格

再生鋼土とは、建設工事に伴い副次的に発生する循環資源（建設発生土及び建設汚泥等）を原材料として再資源化施設で製造されている鋼土をいう。

## 2 再生鋼土の品質等

(1) 品質については、次の基準を満たしていること。

項目	材料の判定基準	注意事項
粒度	0.075mm以下の細粒分…15%以上含有 0.005mm以下の粘土分…5%以上含有	高い密度を与える分布であり、適度に細粒分が含まれること。
突固め含水比	最適含水比…15～40% 最大乾燥密度…1.2～1.8g/cm <sup>3</sup> 間隙率…35～55%	土質材料の含水状態により、剪断強度、透水係数が変化する。 最適含水比付近では、剪断強度が極大となり、最適含水比からやや湿潤側で透水係数が極小となる。
比重	2.6以上	
透水性	室内試験における透水係数 … $5 \times 10^{-6}$ cm/secより小さい	現場で締固めた鋼土の透水係数は、 $1 \times 10^{-5}$ cm/secより小さいものを標準とする。
飽和度	85%以上を保持	飽和度が低いと、貯水後急激に沈下現象が起こる。
剪断強さ	内部摩擦角…20°以上	安定解析を行う場合には、三軸圧縮試験（CUber）により求める必要がある。
液性・塑性限界	塑性指数（液性限界-塑性限界） …15より大きい	収縮性が小さく、適度の塑性を有すること。

建設発生土及び建設汚泥等以外の廃棄物等を利用する場合は、安全性について、利用される廃棄物等が無害であることを証明すること。

品質試験等については、事前に公的な機関（公益財団法人岡山県建設技術センター等）により行うものとし、品質試験成績表を提出すること。このとき、原則として、品質試験のための試料採取は、県職員立会のもと行うこととする。

ただし、締固め試験、土粒子の密度試験及び液性限界・塑性限界試験以外については、公的な機関によるものでなくてもよい。

(2) 原料となる循環資源の安全性については、建設汚泥又は汚染の可能性のある土壌についてそれぞれ以下の基準を満足すること。

① 建設汚泥（ただし、汚染が想定される次項②の土地で発生する建設汚泥については、②の土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査に準じた溶出試験及び含有量試験を行うこと。）

土壌環境基準のうち分析対象項目（環境安全品質基準）

項 目	環境上の条件(検液 1 リットル中)
カドミウム	0.003mg 以下
鉛	0.01mg 以下
六価クロム	0.05mg 以下
砒素	0.01mg 以下
総水銀	0.0005mg 以下
セレン	0.01mg 以下
ふっ素	0.8mg 以下
ほう素	1mg 以下

※建設汚泥での溶出試験が困難な場合は、事前に土壌での溶出試験を実施すること。ただし、建設汚泥となった段階で汚染の可能性がある（事前に試験した土壌と明らかに異なる性状を示すなど）と考えられる場合は建設汚泥での溶出試験も実施すること。

- ② 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の行われていない土地のうち、特定有害物質による汚染の可能性の考えられる土地を掘削する場合は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査に準じた溶出試験及び含有量試験を行うこと。

試験の対象項目については、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準(土壌汚染対策法施行規則別表 3 及び 4)によるものとし、原則として全ての項目を試験の対象とするが、過去の土地の利用の方法から判断して、明らかに汚染のおそれがない項目については、省略できるものとする。

ただし、土地の所有者等が自ら土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査に準じた試験を実施している土地については、その結果を活用することができるものとする。このとき、試験実施後にその土地で特定有害物質による汚染の可能性のある行為をしていないことが条件となる。

(3) 使用添加剤

プラントで使用する添加剤(固化材)については、生石灰(JIS-R-9001)同等品以上とする。

(注意) 石灰系及びセメント系固化材を使用した改良土等を製造する再資源化施設については、改良土等の六価クロム溶出試験を出荷時ごとに行い安全を確認すること。移動式の場合は、土質が変わるごとに溶出試験を実施すること。

3 再生鋼土プラントの要件

プラントは、4の確認を受けた施設とする。

4 再生鋼土プラントの確認

プラントは、県職員による製品及び施設について「改良土等プラント・再生鋼土プラント点検基準」により確認を受けるものとする。施設の確認は、岡山県エコ製品認定時及び更新時(5年)とする。

5 再生鋼土プラントでの品質管理

「改良土等プラント・再生鋼土プラント点検基準」に従い、品質管理すること。再生鋼土使用者等に試験結果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

## 6 エコ製品認定基準の遵守

エコ製品に認定された再生鋼土については、品質、安全性を遵守し、試験結果によりこれらを確認した製品についてのみ出荷することとする。

また、年に1度、製品の品質について、県知事に報告するものとする。このとき、品質基準のための試料採取は、原則として県職員の立会のもと行うこととする。安全性については、建設発生土等持ち込み業者等から提出された土壌環境基準に係る試験結果等を併せて県知事に提出することとする。

### 附則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。